

熊本県個人情報保護審査会の答申の概要

(平成19年2月7日付け答申第5号)

1 事案の概要

(1) 自己情報の開示請求

ア 開示請求日 平成17年12月22日

イ 対象実施機関 熊本県知事（障害者支援総室）

ウ 請求内容

精神保健福祉法に基づき措置入院している開示請求者の処分に関する指定された2人の精神科医による鑑定書

(2) 実施機関の決定

ア 決定日及び決定内容

平成18年1月5日 不開示決定

イ 対象の個人情報

精神保健福祉法に基づく2人の精神保健指定医による措置入院に関する診断書

ウ 不開示理由

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第16条第6号等に該当

(3) 開示請求者から実施機関へ異議申立て 平成18年3月6日

(4) 実施機関から個人情報保護審査会へ諮問 平成18年5月23日

2 主な争点

(1) 診断書の情報は、条例第16条第6号に該当するか。（開示することにより、適正な診断書の作成等に支障を及ぼすおそれがあるか。）

(2) 診断書の精神保健指定医氏名は、条例第16条第8号に該当するか。（開示することにより、県が行う措置入院に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか。）

3 当事者の主張の要旨

(1) 異議申立人

ア 本件不開示決定を取り消し、診断書の開示を求める。

イ 措置入院は不適当な行政処分であり、異議申立人は措置入院決定に当たってのしかるべき根拠を知る権利がある。措置入院時の正確な診断内容について知りたい。

ウ 開示請求に係る個人情報が不開示情報とそれ以外の個人情報からなる場合において分離できるときは、当該個人情報の部分開示をしなければならない。

エ 実施機関の主張する条例第16条第8号には該当しないと考える。

(2) 実施機関

ア 条例第16条第6号該当性について

診断書の記載が後日、開示されることを容認すれば、指定医がそのことに配慮して、記載内容が簡略化、形骸化し、適正な診断等及びひいては措置入院制度の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

イ 条例第16条第8号該当性について

「精神保健指定医氏名」を開示すると、被診察者が、本人の同意を必要としないで実施する措置診察に当たった指定医に対し、診察時の状況や要措置と判断した理由等について詰問等を行うことも予想され、指定医の通常業務に支障を及ぼすおそれがある。ひいては、そのことで、指定医から措置診察の協力が得られなくなるなど、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が開示決定を行った措置入院に関する診断書の情報のうち、項目名の情報及び別表の「開示すべき部分」の欄に掲げる情報については、開示することが妥当である。

(2) 審査会の判断

ア 本件個人情報について

(ア) 措置入院の制度は、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認められた精神障害者を知事の権限により強制的に入院させるものである。この場合、2人以上の指定医の診察を経て、そのおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

(イ) 本件の開示請求に係る個人情報として、実施機関が特定した診断書に記載されている情報の内容は、次のとおりである。

- ① 申請等の形式
- ② 申請等の添付資料
- ③ 被診察者（精神障害者）
- ④ 病名
- ⑤ 生活歴及び現病歴
- ⑥ 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数
- ⑦ 問題行動
- ⑧ 現在の病状又は状態像
- ⑨ 診察時の特記事項
- ⑩ 医学的総合判断
- ⑪ 診断日付等
- ⑫ 精神保健指定医氏名

イ 条例第16条第6号該当性について

(ア) 条例第16条第6号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、診断、選考、指導等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(イ) 実施機関は、本件診断書の記載内容のうち、⑫の「精神保健指定医氏名」を除く情報について、同号に該当する情報であるとしている。

(ウ) ①、②及び⑪の情報について

いずれも、措置入院に関する手続の状況や診断日という事実が記載されているものであり、開示しても個人の評価等に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

(エ) ③、⑤及び⑥の情報について

いずれも、被診察者本人や関係者から聴き取った内容、申請等の添付資料等を基に記載されるものである。

このうち、③及び⑥については、本人も知っていると考えられる事実が記載されているものであり、開示しても個人の評価等に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

これに対し⑤は、関係者から聴き取った内容等の情報の中から、指定医が措置入院の要否の判断に必要と思われる情報を選び出して整理したうえで記載するもので、指定医の判断により、その判断の基になる情報がまとめられたものである。また、情報によっては、本人の認識とは一致しない場合もあり得、記載内容に不満を持ったり、当該指定医に対して不信感を抱いたりすることが想定される。

したがって、このような情報を開示することになれば、指定医がそのことに配慮して診断に必要な情報を適確に記載できなくなり、記載内容が形骸化することによって、適正な診断書の作成等を行うことが困難となるおそれがあると考えられる。

(オ) ④、⑦、⑧、⑨及び⑩の情報について

これらは、指定医が被診察者の診察を行い、その過程で得られた情報等を基に医学的所見を記載するものであり、この指定医による診察は、措置入院制度の根幹をなすものである。

まず、④、⑦、⑧及び⑨は、措置入院が必要かどうかの医学的総合判断をするための情報を整理記載したもので、その判断根拠を示す情報であると考えられ、被診察者や関係者の意向にとらわれない、できる限り客観的で率直な内容が詳細に求められるところである。

また、これらの情報は、被診察者本人の認識とは異なることがあり、記載内容に不満を持ったり、当該指定医に対して不信感を抱いたりすることが想定される。

措置入院における指定医の診察は、あくまで措置入院が必要かどうかを判断するための診察であり、通常の治療のための診察とは趣旨、目的を異にしているものと考えられる。このため、指定医と被診察者の関係も、通常の治療のための診察における医師と患者の関係とは異なっており、指定医も被診察者本人に開示されることを想定せずに、診断書に率直な記載をしているものと思われる。

したがって、このような情報について開示が前提となれば、指定医がそのことに配慮して診断に必要な情報を適確に記載できなくなり、記載内容が形骸化することによって、適正な診断書の作成等を行うことが困難となるおそれがあると考えられる。

一方⑩の情報は、指定医の総合的な判断結果である措置入院の要否が記載されているものであり、また、被診察者本人も知っていると考えられる事実であるので、開示しても上記のような支障はないものと考えられる。

ウ 条例第16条第8号該当性について

(ア) 条例第16条第8号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(イ) 実施機関は、本件診断書に記載された情報のうち、⑫の「精神保健指定医氏名」

は、措置入院に関する診察を行った指定医の氏名を記載したもので、同号に該当する情報であるとしている。

(ウ) 上述のように指定医の診察は、制度の根幹をなすものである。また、当該指定医の診察は、指定医と被診察者の関係が、通常の治療のための診察における医師と患者の関係とは異なる状況の中で、行われるものと考えられる。このような状況においては、措置入院となった被診察者がその処分に不服がある場合、当該指定医に対して不信感を抱くことも想定される。

そのような中で、「精神保健指定医氏名」を開示すれば、被診察者から指定医に対して、その診察結果、要措置と判断した理由等について種々の問合せがなされる等、指定医の日常業務等に支障を及ぼす可能性は否定できない。そして、これを懸念する指定医から措置診察への協力が得られなくなる等、県が行う措置入院に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

別 表

診断書の記載内容	開示すべき部分
申請等の形式	すべて
申請等の添付資料	すべて
被診察者（精神障害者）	すべて
病名	様式の部分
生活歴及び現病歴	様式の部分
初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数	すべて
問題行動	次の記載以外の部分 指定医の記載した部分並びに選択欄の算用数字及びローマ字の記載
現在の病状又は状態像	次の記載以外の部分 指定医の記載した部分並びに選択欄のローマ数字、算用数字及びローマ字の記載 ただし、2人の指定医の診断書のうち、選択欄にローマ数字、算用数字及びローマ字の部分を丸囲みした以外の記載のあるものについては、開示すべき部分はなし。
医学的総合判断	すべて
診断日付等、精神保健指定医氏名	指定医の署名以外の部分

諮問実施機関	： 熊本県知事（障害者支援総室）
諮問日	： 平成18年5月23日
答申日	： 平成19年2月7日（答申第5号）
事案名	： 措置入院に関する診断書の不開示決定に関する件（平成18年諮問第6号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成18年1月5日に不開示決定を行った措置入院に関する診断書の情報（以下「本件個人情報」という。）のうち、項目名の情報及び別表の「開示すべき部分」の欄に掲げる情報については、開示することが妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成17年12月22日、異議申立人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、「熊本県達第〇〇〇号及び熊本県達第〇〇〇号にて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項に基づき措置入院している請求者の行政処分執行にあたり、指定された2名の精神科医による鑑定書」について自己情報の開示請求を行った。
- 2 平成18年1月5日、実施機関は、開示請求に係る個人情報として、「開示請求者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく2人の精神保健指定医による措置入院に関する診断書」（以下「本件診断書」という。）に記載されている個人情報を特定し、条例第16条第3号及び第6号に該当することを理由に不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成18年3月6日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成18年5月23日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行

うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消し、本件個人情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第29条第1項の規定による措置入院は不適當な行政処分であり、異議申立人は閉鎖病棟での入院により社会生活の基盤を閉ざされている。

行政は措置入院決定に当たってのしかるべき根拠を示す義務があり、2人の精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診断書は開示されなければならない。

異議申立人は措置入院決定に当たってのしかるべき根拠を知る権利があり、2人の指定医による診断書の開示を求めている。指定医2人の氏名については墨塗りで構わないので、措置入院時の正確な診断内容について教えてほしい。

- (2) 開示請求に係る個人情報が不開示情報とそれ以外の個人情報からなる場合において、分離できるときは、当該情報のうち氏名、生年月日など特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除くことにより、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該個人情報の部分開示をしなければならない。前述のように、不開示情報は墨塗りで提供することができると思う。

- (3) 今回の措置入院に当たり、治療は既に行われており、異議申立人は措置入院に至るまでの経過を客観的に振り返る必要性を感じ、相当する言動がどこにあったのか再認識したいと考えている。これには指定医の診断書を開示してもらい、措置症状改善に向けて努力する必要があると思っている。診断書は私自身の診断書であり、今後病院内で治療を継続す

る上でも、大事な要素を占めるため参考にしたいと考えている。

この診断書を開示した場合、認識の相違から誤解を生ずると危惧されているようだが、診断内容を厳粛に受け止め謙虚に対処したいと考えている。

- (4) 実施機関の主張する条例第16条第8号には該当しないと考える。あくまで私個人の個人情報であり、開示できない箇所は墨塗りでもいい。私は納得いかないまま措置入院となり、どうしてこのような事態に陥ったのか確たる理由を知る必要がある。これには、携わった2人の指定医の診断書が必要不可欠であり、どのような理由があろうとも必ず一読しなければならないと考えている。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第16条第6号該当性について

- (1) 措置入院は、医師が患者の求めに応じて行う診療と異なり、本人以外の者からの申請等を契機に手続が進められ、しかも患者本人の意思に反しても強制的に入院させることができる制度である。このため、都道府県知事はその措置を発動するに当たっては、都道府県職員の立会いのもとに厚生労働大臣が指定した指定医2人以上の診察に基づく診断が必要とされるなど、極めて厳格・適正な手続が要求されている。
- (2) この手続の適正を担保する最も重要なものは、指定医の診断であり、その診断書の記載内容は、患者本人や家族等の意向にとらわれない客観的かつ具体的で詳細なものであることが要求され、そのことが、措置入院制度の運用の適正を図る根幹となっている。
- (3) 「病名」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像」及び「診察時の特記事項」各欄の記載内容は、事柄の性質上、患者本人の認識や意向に沿わない事項が多く、指定医はその内容が本人に開示されないことを前提にして記載を行っている。もしその記載が後日、本人の請求によって本人に開示されることを容認すれば、指定医はそのことに配慮して、記載内容が簡略化、形骸化し、適正な診断等及びひいては措置入院制度の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (4) また、異議申立人は、本人の意に反して入院中である。上記各欄の記載内容を開示した場合、認識の相違から誤解を生じさせるおそれがあり、措置症状の改善を図る治療を行うことが困難になると予想され、条例第16条第6号に該当すると認められる。

2 条例第16条第8号該当性について

- (1) 「精神保健指定医氏名」の不開示理由として、本件不開示決定の際に条例第16条第3号該当としていたが、次のとおり、同条第8号該当に改める。
- (2) 指定医の職務のうち、措置入院の判定については、精神保健福祉法第19条の4第2項の規定により公務員としての職務となり、条例第16条第3号ただし書ウに該当するため、「精神保健指定医氏名」は同号の不開示情報とはならないと考えられる。
- (3) しかし、本人の同意を必要としないで実施する措置入院の手続にかかわった職員に関する情報であり、これを開示すると、被診察者が措置診察に当たった指定医に対し、診察時の状況や要措置と判断した理由等について詰問等を行うことも予想され、指定医の通常業務に支障を及ぼすおそれがある。ひいては、そのことで、指定医から措置診察の協力が得られなくなるなど、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第8号に該当するものと考えられる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件対象文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件個人情報について

- (1) 精神保健福祉法第29条第1項の規定による措置入院の制度は、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という。）があると認められた精神障害者を都道府県知事の権限により強制的に入院させるものである。この場合において、都道府県知事はその者を入院させるには、その指定する2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神

障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことになっている。

この指定医の診察の際に作成される診断書は、内容的には、診察結果、関係者からの聴取り、申請等の添付資料等の情報を基に指定医が判断して記載するものである。

(2) 本件の開示請求に係る個人情報として、実施機関が特定した本件診断書に記載されている情報の内容は、次のとおりである。

- ① 申請等の形式
- ② 申請等の添付資料
- ③ 被診察者（精神障害者）
- ④ 病名
- ⑤ 生活歴及び現病歴
- ⑥ 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数
- ⑦ 問題行動
- ⑧ 現在の病状又は状態像
- ⑨ 診察時の特記事項
- ⑩ 医学的総合判断
- ⑪ 診断日付等
- ⑫ 精神保健指定医氏名

2 条例第16条第6号該当性について

(1) 条例第16条第6号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、診断、選考、指導等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(2) 実施機関は、本件診断書の記載内容のうち、⑫の「精神保健指定医氏名」を除く①～⑪の情報について、同号に該当する情報であるとしている。

(3) まず、本件診断書に記載されている情報は、指定医が措置入院の要否について判定を行う際の情報であり、同号でいう「個人の評価等に関する情報」であると考えられる。

(4) 次に、同号の不開示情報に該当するか、①～⑪の各情報ごとに検討す

る。

ア ①、②及び⑪の情報について

①は精神保健福祉法第23条から第26条の3に規定されているいずれの申請、通報又は届出によるものか、②は①の申請等に関する添付資料の有無、⑪は指定医が診断を行った日付等をそれぞれ記載するものである。

これらは、いずれも、措置入院に関する手続の状況や診断日という事実が記載されているものであり、開示しても個人の評価等に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。よって、同号には該当しないと認められる。

イ ③、⑤及び⑥の情報について

③は被診察者の氏名、生年月日、住所等の情報、⑤は被診察者のこれまでの生活歴や現在の病状に関するこれまでの履歴、⑥はこれまでの入院に関する状況をそれぞれ記載するものである。

これらは、いずれも、被診察者本人や関係者から聴き取った内容、申請等の添付資料等を基に記載されるものである。

このうち、③及び⑥については、本人も知っていると考えられる事実が記載されているものであり、開示しても個人の評価等に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。よって、同号には該当しないと認められる。

これに対し⑤は、被診察者本人や関係者から聴き取った内容、申請等の添付資料等の情報の中から、指定医が措置入院の要否の判断に必要と思われる情報を選び出して整理したうえで記載するものである。すなわち、指定医の判断により、その判断の基になる情報がまとめられたものである。また、内容的にも本人が知っている場合もあるが、情報によっては、必ずしも本人の認識とは一致しない場合もあり得、措置入院となった被診察者がその処分に不服がある場合、記載内容に不満を持ったり、当該指定医に対して不信感を抱いたりすることが想定される。

したがって、このような情報を開示することになれば、指定医がそのことに配慮して診断に必要な情報を適確に記載できなくなり、記載内容が形骸化することによって、適正な診断書の作成等を行うことが困難となるおそれがあると考えられる。

よって、⑤の情報については、同号に該当すると認められる。

ウ ④、⑦、⑧、⑨及び⑩の情報について

これらは、指定医が被診察者の診察を行い、その過程で得られた情報等を基に医学的所見を記載するものである。そして、措置入院の制度では、指定医の診察結果に基づき都道府県知事が入院措置を行う仕組みになっており、この指定医による診察は、制度の根幹をなすものである。

まず、④、⑦、⑧及び⑨は、措置入院が必要かどうかの医学的総合判断をするための情報を整理記載したもので、その判断根拠を示す情報であると考えられ、被診察者や関係者の意向にとらわれない、できる限り客観的で率直な内容が詳細に求められるところである。

また、これらの情報は、被診察者本人の認識とは異なることがあり、特に措置入院に不満を持っている被診察者についてはこのような場合が少なくなく、記載内容に不満を持ったり、当該指定医に対して不信感を抱いたりすることが想定される。

ところで、通常の医療機関における診察においては、基本的には医師、患者の合意を基礎として、医師が患者に対して、その診察結果、治療方針等を説明し、患者の納得を得ながら疾患等の回復に向けて治療を行っていくことが、一般的になってきていると考えられる。

しかし、措置入院における指定医の診察は、あくまで措置入院が必要かどうかを判断するための診察であり、通常の治療のための診察とは趣旨、目的を異にしているものと考えられる。このため、指定医と被診察者の関係も、通常の治療のための診察における医師と患者の関係とは異なっており、指定医も被診察者本人に開示されることを想定せず、診断書に率直な記載をしているものと思われる。

したがって、このような情報について開示が前提となれば、指定医がそのことに配慮して診断に必要な情報を適確に記載できなくなり、記載内容が形骸化することによって、適正な診断書の作成等を行うことが困難となるおそれがあると考えられる。

一方⑩の情報は、指定医の総合的な判断結果である措置入院の要否が記載されているものであり、また、被診察者本人も知っていると考えられる事実であるので、開示しても上記のような支障はないものと考えられる。

以上のことから、④、⑦、⑧及び⑨の情報については、同号に該当し、⑩の情報については、同号には該当しないと認められる。

3 条例第16条第8号該当性について

- (1) 条例第16条第8号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。
- (2) 実施機関は、本件診断書に記載された情報のうち、⑫の「精神保健指定医氏名」は、措置入院に関する診察を行い、当該診断書を作成した指定医の氏名を記載するもので、同号に該当する情報であるとしている。
- (3) まず、本件診断書は、県が行う措置入院に関する事務において作成されるものであり、そこに記載された「精神保健指定医氏名」は、同号でいう「県の機関が行う事務に関する情報」であると考えられる。
- (4) 次に、同号の不開示情報に該当するか、検討する。

上記2(4)ウのとおり、措置入院制度における指定医の診察は、制度の根幹をなすものである。また、当該指定医の診察は、指定医と被診察者の関係が、通常の治療のための診察における医師と患者の関係とは異なる状況の中で、行われるものと考えられる。このような状況においては、措置入院となった被診察者がその処分に不服がある場合、当該指定医に対して不信感を抱くことも想定される。

- (5) そのような中で、「精神保健指定医氏名」を開示すれば、被診察者から指定医に対して、その診察結果、要措置と判断した理由等について種々の問合せがなされる等、指定医の日常業務等に支障を及ぼす可能性は否定できない。そして、これを懸念する指定医から措置診察への協力が得られなくなる等、県が行う措置入院に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。
- (6) よって、「精神保健指定医氏名」の情報については、同号に該当すると認められる。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県個人情報保護審査会

会 長 野口 敏夫
 委 員 上拂 耕生
 委 員 高木 奈穂
 委 員 西原 康
 委 員 福田 邦子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年5月23日	・ 諮問（第6号）
平成18年6月29日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成18年7月18日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成18年9月6日	・ 審議
平成18年10月11日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成18年11月13日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成18年11月20日	・ 実施機関から不開示決定追加理由説明書を受理
平成18年11月30日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成18年12月8日	・ 審議
平成19年1月10日	・ 審議

別 表

診断書の記載内容	開示すべき部分
申請等の形式	すべて
申請等の添付資料	すべて
被診察者（精神障害者）	すべて
病名	様式の部分
生活歴及び現病歴	様式の部分
初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数	すべて
問題行動	次の記載以外の部分 指定医の記載した部分並びに選択欄の算用数字及びローマ字の記載
現在の病状又は状態像	次の記載以外の部分 指定医の記載した部分並びに選択欄のローマ数字、算用数字及びローマ字の記載 ただし、2人の指定医の診断書のうち、選択欄にローマ数字、算用数字及びローマ字の部分を丸囲みした以外の記載のあるものについては、開示すべき部分はなし。
医学的総合判断	すべて
診断日付等、精神保健指定医氏名	指定医の署名以外の部分